

特定健診・特定保健指導 (こくほ)だより

【19第3号】2019年10月17日発行

(発行元)
静岡市葵区春日二丁目1番27号
静岡県国民健康保険団体連合会
(総務部事業課特定健診・保健指導係)

費用請求における留意事項

11月請求分(10月受診分)から消費税増税に伴い健診単価が変更になる場合があります。

また、契約内容と一致しない請求が多くみられます。

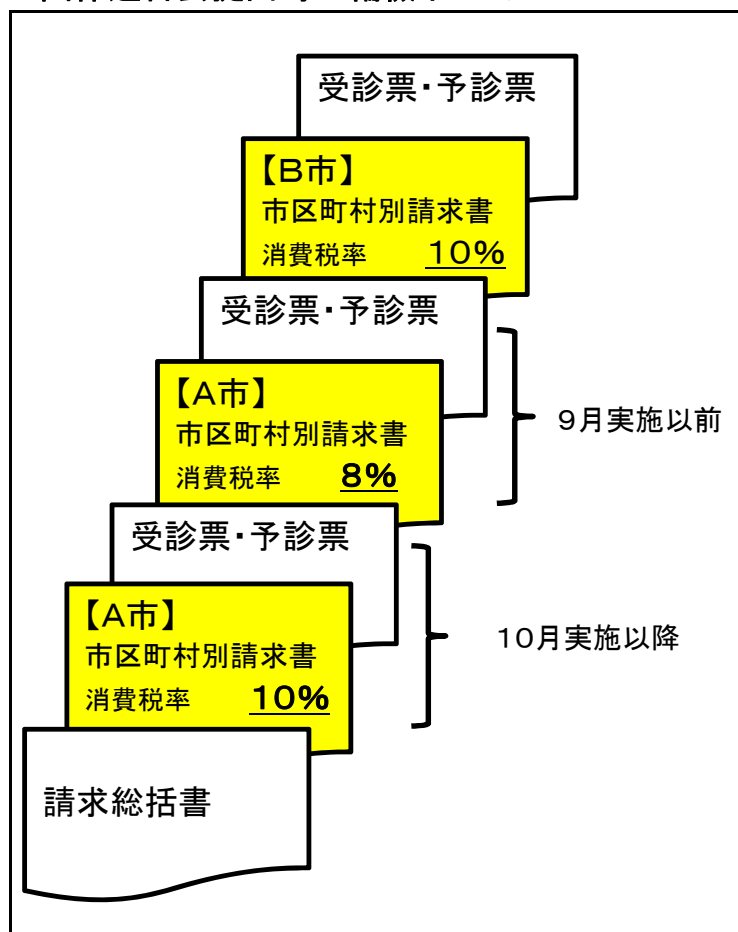
契約内容を再度ご確認の上、請求していただきますようお願いします。



【重要】風しん追加的対策の請求事務担当者様へ

11月請求分(10月実施分)から消費税増税に伴い市区町村別請求書の消費税率を「10%」で記載願います。

国保連合会提出時の編綴イメージ



・市区町村別請求書は消費税率が異なる場合について2枚作成し受診票・予診票を分けて編綴してください。

・請求総括書は1機関につき1枚です。消費税率が異なる場合でも全ての市区町村別請求書を合算して提出してください。